

一般社団法人栄樹庵 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 この法人は、一般社団法人栄樹庵と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、空き家、空き地など地域にある施設を地域の人々との交流を通じて効果的・効率的な活用を推進するとともに、認知症その他医療に関する正しい知識の普及も行い、人々が安心して生活できる持続可能な社会の実現に寄与するため次の事業を行う。

- (1) 空き家、交流スペースの整備、利活用
- (2) 民間施設、公共施設の管理運営
- (3) 地域のコミュニティ振興に関する事業
- (4) 認知症の啓発及び普及に関する事業
- (5) 認知症に関する調査研究及び情報の提供に関する事業
- (6) 認知症の指導者育成に関する事業
- (7) 学術集会の開催
- (8) 各種研修会、講演会の開催及び講師の派遣
- (9) 行政機関等に対する各種提言の実施
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会の決議を経て推薦された者

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規定に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規定に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規定において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を失う。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

- 第10条 正会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。
- 2 賛助会員の除名については、入会及び退会規定にて理事会の決議により除名することができる。

(倫理規定)

- 第11条 この法人の会員に関する処分については、理事会の決議を経て倫理規定及び細則として会長が別に定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会の構成)

- 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事及び監事は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面決議等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人所定の電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

- 第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第31条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が

任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、法令で定める最低責任限度額の額とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 事 務 所

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局参与、その他必要な職員を置くことができる。
2 事務局長、事務局参与及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成31年4月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

住所 横浜市港北区篠原東一丁目4番53-2号
設立時社員 繁田 雅弘

住所 神奈川県平塚市立野町28番27号
設立時社員 繁田 栄子

住所 群馬県前橋市三俣町一丁目13番地15
設立時社員 大澤 誠

住所 神奈川県藤沢市鵜沼海岸7丁目5番2号
設立時社員 内門 大丈

住所 横浜市神奈川区羽沢南二丁目16番5号
サンライフD-201号
設立時社員 加藤 博明

住所 横浜市中区山手町244番地3
ハイコート山手パレ244 北館203号
設立時社員 竹中 一真

住所 東京都世田谷区代沢4丁目33番7号
設立時社員 峯岸 景子 (早川 景子)

住所 東京都目黒区碑文谷 3 丁目 1 8 番 9 - 1 0 3 号
 ブランド碑文谷三丁目
設立時社員 平田 知弘

(設立時役員)

第 5 1 条 この法人の設立時理事と代表理事及び設立時監事の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

住所 横浜市港北区篠原東一丁目 4 番 5 3 - 2 号
設立時理事 繁田 雅弘

住所 神奈川県平塚市立野町 2 8 番 2 7 号
設立時理事 繁田 栄子

住所 群馬県前橋市三俣町一丁目 1 3 番地 1 5
設立時理事 大澤 誠

住所 神奈川県藤沢市鵜沼海岸 7 丁目 5 番 2 号
設立時理事 内門 大丈

住所 横浜市神奈川区羽沢南二丁目 1 6 番 5 号
 サンライフ D - 2 0 1 号
設立時理事 加藤 博明

住所 横浜市中区山手町 2 4 4 番地 3
 ハイコート山手パレ 2 4 4 北館 2 0 3 号
設立時理事 竹中 一真

住所 東京都世田谷区代沢 4 丁目 33 番 7 号
設立時理事 峯岸 景子 (早川 景子)

住所 東京都目黒区碑文谷 3 丁目 1 8 番 9 - 1 0 3 号
 ブランド碑文谷三丁目
設立時理事 平田 知弘

住所 横浜市港北区篠原東一丁目 4 番 5 3 - 2 号
設立時代表理事 繁田 雅弘

住所 神奈川県藤沢市辻堂1丁目7番38号
ハウスパルD202
設立時監事 中野 有三

以上、一般社団法人栄樹庵を設立するため、設立時社員本人であり、設立時社員繁田雅弘ほか6名の定款作成代理人でもある行政書士 竹中 一真は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成31年4月12日

設立時社員 繁田 雅弘
設立時社員 繁田 栄子
設立時社員 大澤 誠
設立時社員 内門 大丈
設立時社員 加藤 博明
設立時社員 峯岸 景子 (早川 景子)
設立時社員 平田 知弘

上記設立時社員7名の定款作成代理人兼定款作成人
行政書士 竹中 一真